

大切な命のためにできる会 の規約（会則）

第 1 条（会の目的）

- ・自分らしく生きるために各自ができることを考える
- ・地域のつながりを大切にしたコミュニケーション
- ・健康づくりや SDGs な取組の実践、教育、介護、医療など

について学び学習の成果を地域還元し生涯学習と地域文化のために寄与することを目的とする。

第 2 条（会の名称）

「大切な命のためにできる会」と称して、事務局を会長宅に置く

第 3 条（役員について）

この会に次の役員を置く

- ① 会長 1 名 ②副会長 1 名 ③会計 1 名 ④会計監査 1 名

第 4 条（会費について）

- ① 月会費 100 円 会費は 4 月に一年分 1200 円を集める
② 途中入会時は、その月から 3 月分までを納める

第 5 条（会の定例活動について）

この会の活動は

- ① 総会は年 1 回
② 役員会は定例会の後に行う
③ 定例会は第 3 土曜日に開催

第 6 条（地域貢献活動について）

学習成果を地域還元と生涯学習寄与のために公開学習会等を行う